第９回教育委員会（定例）議事録

1　開　会

令和６年 12 月 16 日（金）　14 時 00 分

2　場　所

市役所第２庁舎３階　2-301・302 会議室

3　会議に出席した委員

教育長	丹後　政俊
委　員	西田　正志
委　員	鈴木　友美
委　員	吉良　佳晃
委　員	倉　真智子

4　会議に出席した職員

学校教育部長	酒井　寛興
こども未来部長	田中　正典
社会教育部長	小林　康弘
学校教育次長	浅田　智広
教育総務課長	山内　俊秀
学校教育課長	小嶋　拓也
学 事 課 長	荒木　敏文
教育研究所長	足立　圭吾
東部学校給食センター所長	井上　尚和
西部学校給食センター所長	仁木　秀樹
子育て企画課長	山鳥　有史
保育教育課長	山田　康弘
社会教育・文化財課長	田中　和哉
中央図書館長	田中　真紀子
市史編さん課長	小畠　理三
田園交響ホール館長	酒井　直隆
中央公民館長	竹見　朋子
教育総務課主査	北尾　真理奈

5　議事日程及び議案

別紙の通り

6　開会宣言

14 時 00 分

7　会　期

（自）令和６年 12 月 16 日　（至）令和６年 12 月 16 日　１日間

8　会議録署名委員名簿

倉真智子委員

9　閉　会

18 時 00 分

丹後教育長	日程第 1、令和 6 年度第 1 回会議録の報告、承認について意見等はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員異議なしで、会議録をこのとおり承認する。
丹後教育長	日程第 2、会議録署名委員は、4 番倉真智子委員を指名する。
丹後教育長	日程第 3、会期は令和 6 年 12 月 16 日、本日 1 日間とする。
丹後教育長	日程第 4、議案に移る。議案第 18 号「みどり賞被表彰者の決定について」、教育総務課に説明を求める。
山内課長	《議案書に基づき説明》
西田委員	毎年、スポーツの功績は候補に挙がるが、文化系の取組も挙がってきてほしいと思っている。子どもたちのそうした取り組みを最も知っている学校長に積極的な推薦をお願いしてほしい旨を伝えていただきたい。
山内課長	推薦の判断基準が難しいところもあるが、これまでから積極的に推薦いただくように学校長へ伝えており、今後も周知していく。
丹後教育長	議案第 18 号「みどり賞被表彰者の決定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 18 号「みどり賞被表彰者の決定について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第 19 号「三宅剣龍賞被表彰者の決定について」、社会教育・文化財課に説明を求める。
田中課長	《議案書に基づき説明》
西田委員	候補者の選定については、文化協会に頼らざるを得ない面もあり、活動功労に偏る面がある。例えば、丹波篠山市の文化の高揚のために貢献された方は市展出品者の中にもおられると思う中、推薦者に市展実行委員にも入っていただき、特に顕著な者を表彰対象にするという方法も可能ではないか。
田中課長	市展実行委員会には各文化協会会長にも入っていただいており、1 月に予定している市展実行委員会でも相談させていただく。
丹後教育長	議案第 19 号「三宅剣龍賞被表彰者の決定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。

丹後教育長	全員賛成で、議案第19号「三宅剣龍賞被表彰者の決定について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	続きまして、議案第20号、「令和7年度当初予算案を市長に提案することについて」ですが、議事の進行上、日程第5　協議事項第5号『「令和7年度丹波篠山の教育」（素案）について』のあとに審議をします。 それでは、日程第5、協議事項に入ります。協議第5号、『「令和7年度丹波篠山の教育」（素案）について』、教育総務課に説明を求めます。
山内課長	《議案書に基づき説明》
西田委員	1-1（2）就学前の保育環境の整備に関し、篠山・たまみず・岡野幼稚園区における保育・教育のあり方検討についてはいつまでに結論をだすのか。
山鳥課長	地域等との合意形成を図り、早期に結論を出せるように進める。
西田委員	1-2（1）ふた葉プロジェクトの推進に関し、ふた葉プロジェクト庁内会議を廃止する経緯は何か。
山鳥課長	プロジェクトチームについては、令和3年度にプロジェクト全体の総まとめである「コンセプトブック」を完成することができたため、全体で集まる会議は終了することとした。なお、ふた葉プロジェクトの推進にあたっては、職員研修を実施する他、園だよりや資料配布等を通じて保護者への啓発は引き続き継続していく。
西田委員	1-2（3）食育の推進に関し、園で進める食育とは幼稚園給食、保育所給食のどちらか。
山田課長	幼稚園・保育園・こども園の給食を対象としている。
西田委員	1-2（4）あそびの推進に関し、「～体幹づくりを取り入れる」とあるが、その具体策は。
山田課長	これまでからも発達段階に応じて、運動遊具を使ったサーキット遊び等、体幹づくりをねらった遊びを日常的に取り入れている。引き続き、直接的な体幹づくりをねらった運動遊びに加え、着席時の姿勢に対する言葉掛け、準備体操で片足立ち、ロケットのポーズ等を取り入れる等、日常生活の中でできる間接的な「体幹づくり」を意識した保育を年齢に応じて展開していく。
西田委員	1-3（1）乳幼児教育の推進に関し、「～自然を最大限に生かせるような保育環境を整える」との記述があるが、その具体策は。
山田課長	これまでからも、本市の豊かな自然環境を活かした保育活動に取り組んでいるが、引き続き、園外散策で地域の自然環境に親しむとともに、身近な自然を園庭や保育室に取り入れた環境構成を行っていく。
西田委員	1-3（4）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関し、新規法定事業であり、根拠法令、具体的なイメージとなるものを教示願う。
山鳥課長	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの

	利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度が創設された（R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化）。令和 8 年度からは、法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施することになる。なお、現在の保育所等の主な利用条件は、①就労している、②妊娠・出産、③保護者の疾病等、④親族の介護、看護、⑤災害復旧、⑥求職活動中である等であり、乳児等通園支援事業の現時点で示されている利用条件は、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、時間単位で「誰でも」保育所等を利用できる。
西田委員	1-4（1）こどもまんなか社会の推進に関し、新規法定事業であり、根拠法令、具体的なイメージとなるものを教示願う。
山鳥課長	こどもまんなか社会とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会と定義されている。令和 5 年 4 月 1 日に、こども家庭庁が設立され、同時に「こども基本法」が施行された。こども基本法第 10 条において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされており、①子ども・若者育成支援推進法第 9 条に規定する「市町村子ども・若者計画」、②子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に規定する「市町村計画」、③次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、④子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の内容を盛り込む必要がある。自治体こども計画は、こども大綱を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育て世代等の意見を反映し作成しなければならない。状況に応じた目的を設定し計画を策定することで「こどもまんなか社会」の実現につなげるものである。
西田委員	1-4（7）おいでよささっ子遊具設置事業の実施に関し、設置を希望する地区はあるのか。
山鳥課長	現時点では、設置地区は未定であり、毎年 5 月の自治会長会理事会に出席し、チラシ配布と説明を行うとともに、まちづくり協議会代表者へチラシを郵送している。加えて令和 7 年度は、新たに保育園・こども園・幼稚園等の保護者会等を通じて、お知らせする予定である。
西田委員	1-4（9）篠山チルドレンズミュージアムの管理運営に関し、「～早期に取り掛かります」とあるが、「～取り組みます」に修正するべきではないか。
山鳥課長	修正する。
西田委員	2-1（2）学力向上プロジェクト事業に関し、昨年度 100％に達成している成果指標について、昨年度実績以上になるとはどのような意味か。
足立所長	昨年度実績水準を維持することに修正する。
西田委員	2-1（3）主体的な学習環境の育成に関し、成果指標で「～工夫することは

	できていますか」の児童生徒割合～となっているが、はいと答えた児童生徒割合～等に修正するべきではないか。
足立所長	「～工夫することはできていますか」に肯定的に答えた児童生徒の割合～に修正する。
西田委員	2-1（6）読書活動の充実に関し、成果指標で全国学力学習状況調査から質問項目がなくなったとのことであるが、今後、どのように把握するのか。
小嶋課長	令和7年度より、第3次丹波篠山市子どもの読書活動推進計画にて調査し、その資料から把握することとしている。
西田委員	2-2（2）学校における人権教育の充実に関し、昨年度の各中学校の取組実績を教示願う。
足立所長	各中学校の裁量に任せている。例えば、2年生で人権作文に取り組むことにしている学校や人権課題に関する複数の作文応募の中から生徒に選択させ、取り組ませている学校等がある。
西田委員	2-3（4）部活動の新たな形に向けてに関し、「学校管理外」との用語はどこかで使用されている用語であるのか。災害給付の用語としては学校管理下と学校管理下外という用語はあると思うが、どうか。
小嶋課長	兵庫県部活動推進計画の中で「学校管理外」という語句が、地域移行の説明の際に使用されている。
西田委員	2-3（5）学齢期における胃がんリスク防止の取組に関し、ピロリ菌検査の対象は。
荒木課長	市内中学校並びに特別支援学校中学部に在籍する1年生が対象となる。
西田委員	2-4（3）スクールブリッジ事業の推進に関し、モデル地区とはどこか。
足立所長	西紀中学校区である。
西田委員	2-5（8）医療的ケア児支援事業の充実の関し、「～在籍する医療的ケア～」との記述があるが、「～医療的ケア対象幼児児童生徒」の方が分かりやすいのではないか。
小嶋課長	修正する。
西田委員	3-1（2）安全安心な通園・通学環境の整備に関し、ヘルメットの着用が努力義務になったことを記述するべきではないか。
小嶋課長	加筆修正する。
西田委員	3-2（5）子どもの居場所づくり推進事業「通学合宿」・「トライしようＤＡＹ」の実施に関し、通学合宿の実施地区は何地区あるのか。前年度を上回るような状況はあるのか。
田中課長	令和5年度は4地区に対し、令和6年度は現時点で3地区であるが今後1地区の申請があり、前年と同様の計4地区となる予定である。
西田委員	3-4（1）効果的・組織的な学校園運営に関し、自己評価は法定義務であったと思うが、ホームページ上での公表としている理由は。また、学校だよりやホームページで自己評価・関係者評価を公表していない学校園はあるのか。
小嶋課長	文部科学省の学校評価ガイドラインに基づき、「結果の公表に努める」こ

	ととなっていることから、手段の一つとしてホームページで公開している。現在、市内すべての学校においてホームページで公開しており、今後も継続して結果公表をしていく予定である。
西田委員	3-4（7）人権教育に係る研修の充実に関し、「人権教育に関する教職員の意識調査」の実施時期と実施主体を教示願う。
足立所長	令和3年7月から8月を調査期間として、市教育委員会教育研究所が実施した。
西田委員	4-1（9）多様な公民館活動の充実に関し、公民館まつりの実施時期等を教示願う。
竹見館長	市民活動（サークル活動等）の活性化や公民館施設の PR、利用促進等を目的に、公民館利用サークルによる発表・展示・活動体験等を四季の森生涯学習センターにて令和8年3月に実施予定である。
西田委員	四季の森音楽祭の実施時期等を教示願う。
竹見館長	市民活動（サークル活動等）の活性化、公民館施設の PR、利用促進、舞台技術研修等を目的に、音楽活動の実践発表、地域住民の交流等を四季の森生涯学習センターの屋外特設会場にて令和7年11月に実施予定である。
西田委員	4-2（2）丹波篠山市スポーツ振興官によるスポーツ振興に関し、スポーツ振興官の本年度活動実績を教示願う。
田中課長	別添のとおりである（資料配付）。
西田委員	4-2（3）丹波篠山ＡＢＣマラソンの開催に関し、市民のランナーとは丹波篠山市民のことか。
田中課長	その通りである。
西田委員	本年度改革したことを記述してはどうか。
田中課長	記述する方向で検討する。
西田委員	4-3（2）国史跡の環境整備に関し、東堀の水草は環境美化の対象ではないのか。
田中課長	社会教育・文化財課所管の環境美化には該当しない。篠山川準用河川のため、管理は地域整備課であり、アカウキクサの対応については、外来種の浮き草として環境担当部署が実施している。
西田委員	4-4（2）丹波篠山市展の開催に関し、応募しやすい環境づくりとの記述があるが、具体的な取組は。
田中課長	SNS等を活用した情報周知や令和6年度より事前申し込みや学生は出品料を無料としていること、新人賞を設ける等、機運の醸成を図っている。
西田委員	5-1（5）丹波ささやまおもしろゼミナールの実施に関し、本年度の実績を教示願う。
竹見館長	6回のシリーズ講座で、各回定員25名の計150名に対し、258名の応募の応募があった。講座テーマにより、応募数の多少はあるが、一番応募が多い講座テーマでは当選率は42%となっている。
倉委員	1-2（2）眠育の推進に関し、毎日同じくらいの時刻に起きる園児の割合が成果目標と設定されているが、「起きること」にどのような意味が含まれて

	いるのか。例えば、朝起きることができない、遅刻が多い等から設定されたのか。一般的には寝る時間も重要で、就寝時刻と起床時刻は関連している中、あえて「起きること」にしている意味を教示願う。
山田課長	同じ時刻に起きることのできない子どもが増えている実情を踏まえ、あえてこの表記にしている。
倉委員	就寝時刻も同様に重要であり、睡眠時間が十分にとれているのか不安に感じる。幼児は 10 時間以上の睡眠時間をとる必要があることから、そうした視点が入っているのかと気になった。朝は学校園があるので、朝ご飯を食べずにいる可能性もあることも課題ではあるが、睡眠の質と量は非常に重要なことであることも踏まえ、検討されたい。
山田課長	ご指摘いただいた両面を踏まえながら眠育を推進していきたい。
吉良委員	1－3（3）諸感覚を発達させる保育・教育活動の②に関し、丹波篠山産材を使った積み木セットのプレゼントについて、数値としての評価は難しいが、フィードバックの一つとして、実際に子どもたちに喜ばれているといった声を聞かれたことはあるのか。
山鳥課長	今年度からの取組として、4 ヵ月健診が終わった方を対象に子育てふれあいセンターで配付している。木の香りが非常に良いと好評である旨を聞いているが、使用頻度等は把握していない状況である。
吉良委員	効果の把握にも努められたい。
倉委員	1－3（2）子どもの体幹を鍛える取組に関し、「体幹」という言葉を用いている理由は何か。姿勢が悪いということに起因しているのかもしれないが、あえて「体幹」という言葉が引用しているのはなぜか。
山田課長	姿勢もそうであるが、バランス感覚という観点からバランス感覚が悪ければ怪我をしやすいといったこともあるので「体幹」という言葉を使用している。
倉委員	平成 24 年に国がまとめた幼児期運動指針においては、「体幹」という言葉があまり出てこなく、「多様な動き」という言葉で、バランスや投げる等の総合的なものを含め多様な動きで調整力を高めることによって、バランスよくできると書かれている。体幹を鍛えるという言葉はトレーニングのようなイメージになりかねない。幼児期は様々な遊びをするなかで、色々な機能を身につけていく段階であり、様々な動きを統合して動きをつなげていくのが幼児教育における運動遊びの根幹である。意味があり、体幹という言葉を使っているのであれば良いかと思うが、幼児期はトレーニングではないので保護者が見ても分かりやすい言葉のほうがいいのではないか。
山田課長	これまでの経緯も踏まえながら、できる限り分かりやすい言葉を使用するように検討していく。
西田委員	確かにプロスポーツ選手は体幹を鍛えることで動きも良くなると聞くが、幼児教育に対しては適切なのかということについて、幼児教育の指導主事とも検討していただきたい。 2-2（2）学校における人権教育の推進の④に関し、中学校の全生徒は、人

	権作文や社会を明るくする運動作文等、何か一つには取り組むということであると理解してよいのか。
足立所長	作文に係る募集が多くなってきている中、各学校で全てに取り組まれることは生徒に負担がかかり過ぎるという観点から、人権作文や社会を明るくする運動作文については、3年間のうちで1回は取り組む方針の中で各学校の裁量に任せている。1年間で全生徒が取り組むというわけではなく、3年間の中で必ず全ての生徒が取り組むということである。
西田委員	今年度、人権擁護委員の意見で、人権作文が出てこない中学校があったので、その他の社会を明るくする運動作文に取り組まれたと思っていたが、認識を改める。人権擁護委員協議会が、1点でもいいから提出していただくように学校長に依頼されて出てきたという経緯も聞いた。丹波篠山市では全ての子どもが人権作文に取り組むとの方針があったが、実情と合わなくなってきた中、現在の方法に変えるということになったが、1年間で取り組むと認識していたので、機会があれば、人権擁護委員や保護司へも周知したい。現実的にこの3年間の経緯を見ていると、取り組みが弱まった中で学校は指導に入らなくても良いとの風潮が見えてきた。社会を明るくする運動作文において、生成AIを用いて作成した実態と離れたような作文も出てきたことから、子どもの考え方を学校から正してもらうべきため返した作文もあった。3年間でいずれかのものに取り組むということ理解したが、現場ではそういったことが起こったことも認識いただきたい。 2-3（5）学齢期における胃がんリスク防止の取組に関し、対象学年の記述がないが、市民に分かりやすくとの視点から記述するべきではないか。
荒木課長	記述する。
西田委員	2-4（3）スクールブリッジ事業の推進に関し、対象地区の記述がないが、市民に分かりやすくとの視点から記述するべきではないか。
足立所長	追記する。
西田委員	3-4（7）人権教育に係る研修の充実に関し、成果指標で記述のある教職員の意識調査についても、いつ、誰が実施したのかを明記した方が分かりやすいのではないか。
足立所長	分かりやすい記述を検討する。
西田委員	3-4（1）効果的・組織的な学校運営に関し、学校評価については、根拠法令は、自己評価は公表、関係者評価は公表に努めることであったと思うので確認の上で文言整理されたい。
小嶋課長	学校評価の根拠法令について、再度、精査する。
西田委員	5-1（5）丹波篠山おもしろゼミナールに関し、認識不足であったが、これ程、人気がある講座であったことに驚いた。
倉委員	1-1（1）乳幼児の心身づくりに関し、目的と成果指標に対し、取組内容が行事になってしまっていることが気になる。成果指標で、全ての保育園・幼稚園・子ども園において、自然の中で夢中になって遊べる環境を充実することとの記述とともに、目的についても、体験活動や基本的な生活習慣づくり

	を通して、子どもたちの豊かな感性を磨き、健全な育成を図りますとの記述があるが、それに対応した取組のみが記述されているのか疑問に思う。これまでの経緯は分からないが、目的・目標や成果指標と取り組み内容との関連性を見直してみてはどうかと思う。
山田課長	普段の保育の中で実施している、地域の中で自然に触れた活動や黒枝豆のもぎ取り等、季節毎の特産を生かした保育、音楽に触れる活動をまとめた形で記述としている。うまくまとめるのが難しいこともあり、こういった記述となっているが、ご指摘も踏まえ、検討させていただく。
鈴木委員	1－3（3）諸感覚を発達させる保育・教育活動の②に関し、丹波篠山産材を使った積み木セットのプレゼントについて、2人目以降の子どもについても贈られるのか。
山鳥課長	兄弟であっても、新たに出生された方を対象にしており、配付する。
鈴木委員	3-3（3）親子の絆づくりプログラム事業の実施に関し、参加人数の向上を図るとあるが、参加率は分かると思うので、成果指標としてはどうか。
山鳥課長	検討する。
丹後教育長	協議第5号、『「令和7年度丹波篠山の教育」（素案）について』は、ここまでとする。今いただきましたご意見以外にもありましたら、12月26日（木）までに教育総務課までお願いする。ご意見は事務局で検討し、検討結果により変更になったものは、来月の定例教育委員会で報告する。
丹後教育長	それでは、戻りまして日程第4　議案第20号、「令和7年度当初予算案を市長に提案することについて」を議題とする。 審議に入ります前に、皆さんにお諮りします。当初予算要求案のなかに、事業名「おとわの森子育てママフィールド費」についての審議があります。この事業は、特定非営利活動法人里地里山問題研究所「さともん」が事業を行っており、この「さともん」の代表理事に、鈴木委員の配偶者が就かれている。このことから鈴木委員は利害関係者となるが、令和7年度予算については予算一体として全体審議となるため、鈴木委員出席のまま審議することについて同意を求めたいと思います。これに異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	それではこのまま審議を続け、教育総務課に説明を求める。
山内課長	《議案書に基づき説明》
西田委員	スクールバス管理事業に関し、城南小・古市小で実施している臨時便とは何か。
荒木課長	通常は路線バスで登校している児童生徒が利用する路線バスにおいては、学校の時間割に合わせて運行いただいている部分もある中、学校行事や短縮授業時、試験時等はその終了時間に合わせて運行する必要があり、依頼のう

	え運行いただいているバスのことである。
西田委員	中学校管理費に関し、篠山中学校において、養護教諭2名体制から1名体制となるにあたり、協力者謝礼を要求しているとのことであるが、これは定数減が理由なのか。それとも加配の関係か。
小嶋課長	3年毎に丹波市と丹波篠山市で交互に加配となる教諭数について、令和7年度から丹波市になるために1名減となるものである。
荒木課長	養護教諭が1名配置の学校においては、例えば、校外学習時等、養護教諭が付き添う必要がある際、学校に養護教諭が不在となる状況になり、そういった場合の代替配置の費用は市費で充てている。
西田委員	今後、3年間はこの状況が続くということで、今後の3年間はこうした市費の予算が必要であると理解した。 教育研究所事業費に関し、全ての学校に何らかの研究指定が当たるような形になっているのか。内訳を教示願う。
足立所長	市の重点研究が7校、研究事業外で2校園、その他の学校については、自由研究として学校の課題に応じて研究ができるように手挙げ方式で採択している。県からの指定研究を含め、全学校で必ず校内研究に取り組めるようにしている。今後、校長会で協議、調整いただき、具体的に決定していく予定である。
吉良委員	文化財保存活用費及び史跡篠山城跡保存修理事業に関し、前年度比で大幅に減額となっている理由は何か。
田中課長	史跡篠山城跡保存修理事業については、これまで実施してきた石垣保護工事が一旦終了したこと、文化財保存活用費については、丹波焼文化学術調査研究事業における発掘調査が、令和5年度当初計画と比較して調査規模が小さいためである。
丹後教育長	議案第20号「令和7年度当初予算案を市長に提案することについて」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第20号「令和7年度当初予算案を市長に提案することについて」は原案どおり可決する。
丹後教育長	それでは、日程第5、協議事項に入る。協議第6号、「篠山・たまみず・岡野幼稚園区における保育・教育のあり方について」、これまでの経緯・経過も含め、今後の検討会での進め方、方向性について、子育て企画課に説明を求める。
山鳥課長	《議案書に基づき報告》
西田委員	令和6年度の目標で、「市・市教委・当該幼稚園・当該私立こども園において、双方が納得する方向性を確認したうえで～」との記述があるが、双方

	となる相手方は誰なのか。
山鳥課長	記述ミスであり、全ての方という意味である。
西田委員	議論の大前提として、最終的には子ども園化するが、それは私立こども園に集約するという認識で良いのか。
山鳥課長	そのとおりである。令和元年度の協議において、最終的には私立こども園に集約する方向性が確認されている。
西田委員	13 頁の資料ではその旨が記述されているが、14 頁は何も書いていないのはなぜか。
山鳥課長	新たな提案等があれば、メモをしていく等の意味合いの資料である。
西田委員	当面は現状のままとし、私立こども園の受入れ体制が整った時に幼稚園を廃園し、統合するとの選択肢はあるのか。
山鳥課長	現在の私立 2 園体制では、5 歳児を全て受け入れることができないが、ここ数年の間で実現するのであれば、受入れ可能な時期まで待つことも選択肢ではあるかと思う。
丹後教育長	子どもたちを取り巻く今の保育状況に鑑み、課題があれば対応していくのが教育委員会の責任と思っている。私が特に危機感を感じているのは、篠山幼稚園の在籍園児は 3 名、たまみず幼稚園の在籍園児も 11 名で、4 歳児、5 歳児とそれぞれの発達年齢の違いがあるにもかかわらず、それぞれ合同での 1 クラス編成となっている。就学前の子どもたちにとって、集団で活動して育っていくことが大きい中、教育的観点からも、しばらく待つという状況ではなく、できるだけ速やかに対応していく必要があると考えており、当面は現状のままとし、私立こども園の受入れ体制が整った時に幼稚園を廃園し、統合する案を教育委員会として提示することは抵抗がある。
西田委員	前提としての現状認識が大切であると思い確認した。今の合同保育の状況については、やはり子どもの健やかな発達保育のためによろしくないという現状認識から始まっていることを踏まえたうえで、検討会を進められたい。
鈴木委員	こどものおしろの開所時間を教示願う。
山田課長	開所時間については、他の預かり施設と同様に平日は 13:00 からであるが、終わりの時間については、他の預かり施設より少し早い 17：30 に終了している。
鈴木委員	1 園に集約した後も時間帯は変わらないのか。
山田課長	現時点で終わりの時間を延長してほしいとの声もないので、変更の予定はない。
西田委員	検討委員会で方向を決めていただくことになる中、事務局側がある方向に誘導していくようなことがないようにお願いしておく。資料中、距離が近い、遠い等の記述があるが、感覚的な要素もあり、検討委員会の委員に判断してもらうべきであると思う。また、地域的な公平性もあると思うので、客観的な情報提供は良いが、誘導にはならないように公平な立場で資料提供してほしい。
丹後教育長	誘導ということではないが、できるだけ速やかに現在の状況を解消したい

	という思いがあるので、議論がスムーズに進むように運営していきたい。
丹後教育長	協議第６号、「篠山・たまみず・岡野幼稚園区における保育・教育のあり方について」は、ここまでとする。皆様のご意見も踏まえつつ、教育委員会としては、新たに設置する検討会においては、教育的観点から、公立の園を一つに集約する必要があるとの方向性で、私も出席し、協議を進めていきたいと考える。
丹後教育長	日程第６、報告事項に移る。報告１「寄附採納について」、教育総務課に報告を求める。
山内課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告２「後援名義の承認について」、教育総務課に報告を求める。
山内課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告３「第125回丹波篠山市議会師走会議一般質問について」、教育総務課に報告を求める。
山内課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	私の思いとしては、市民や保護者の声も反映した議員の提案については、取り入れる部分は取り入れていきたいと思っている。私個人や教育委員会に対し厳しい意見もあったが、生かせる分を生かしていきたいと思っている。一方で、現場で頑張っている、精いっぱい対応していることも伝えていければよかったと思っている。
丹後教育長	報告４「小中学校児童生徒の問題行動等について」、学校教育課に報告を求める。
小嶋課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告５「令和６年度１２月小・中・特別支援学校定例校長会について」、学校教育課に報告を求める。
小嶋課長、足立所長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告６「学校選択制希望校の申込結果について」、学事課に報告を求める。

荒木課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告7「第3期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの実施について」、子育て企画課に報告を求める。
山鳥課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告8「第20回丹波篠山市展について」、社会教育・文化財課に報告を求める。
田中課長	《議案書に基づき報告》
西田委員	力作ぞろいでとても良い市展であったと思う。ただ、井本蝶山ふるさと大使の尺八演奏において、会場の都合もあり仕方ないが、参加しておられない方が雑談されていて残念に感じた。周りの方にも協力願うような対応ができていれば良かったと思う。
田中課長	今後においては、そうしたことにも配慮しながら取り組んでいきたい。
西田委員	お茶席も参加させてもらった。敷居が高いかと思っていたが、自由に対応してもらえば良いと言われた。そうしたこともPRすればもっと参加者が増えたと思う。
田中課長	今回のお茶席については、できるだけ多くの方に親しんでいただく機会として実施したつもりであったが、今後、実施する際にはうまくPRしながら進めていきたい。
丹後教育長	報告9「教育長報告」について報告する。 前回の定例教育委員会以降のスケジュールについては29～30頁に記載している。 次に、12月の校長会では高校の在り方検討の経過を伝えた。また、不登校対応に関し、不登校の子どもたちが学校へ戻ることができれば良いが、それだけではなく現在の居場所、学びの場を用意しよう、担任や教職員がしっかりと子どもたちとつながっておければよいが、そうでなかったとしても、家庭や子どもにつながっているどなたかと、つながっている者同士がつながることも大事に支援していこうということを言った。 また、近畿市町村教育委員会連絡議会のオンライン研修の内容を話した。特に、コミュニティ・スクールの可能性について話された文科省視学委員の貝ノ瀬氏の話は非常に学びが多かったのでその内容を伝えた。コミュニティ・スクール導入が進んでいるが、形骸化していないかということを言われた。例えば運営協議会が年3回以下との話があった。本市においては、協議会以外でもいろんな形で協議、参画いただいているが、気をつけていこうと伝えた。また、特定の委員ばかりが発言している場合は、熟議に向けて、全

	ての委員が発言できる工夫をする必要があること、学校側の報告・説明が多く、協議がないといったことに気をつけながら進めていこうとの話をした。学校施設については、これまでは学校教育のためだけに使っていたこともあるかもしれないが、学校3部制という考え方で、放課後は部活動等、色々な形で使っていく、体育館を含め多様な活動の場として使っていくことで、学校をみんなの持つ入会地や共有地としての学校へ移行していこうとの話を聞いたことを伝えた。加えて、奈良市における不登校支援から多様な学びの支援への取組事例及び、天理市における子育て応援・相談センターの取組事例報告を伝えた。 以上で、本日の審議は全て終了する。 これをもって、第9回定例教育委員会を終了する。